

2017年7月ニュースレター

各種税務政策および省認可工業団地内への投資プロジェクトに対する優遇措置に関する最新情報



Hoang Khoi

Tax Partner, Hanoi
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com



Nguyen Dinh Du

Tax Partner, Hanoi
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com



Nguyen Hung Du

Tax Partner, HCMC
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

1. ソーシャル・ネットワーキング・サイトやインターネット上の販売サイトを通じた物品販売・サービス提供の事業活動を営む個人に対するハノイ市税務局およびホーチミン市税務局による税務登録・税務申告の要請

両税務局の通知によれば、ソーシャル・ネットワーキング・サイトやインターネット上の販売サイトを通じた物品販売・サービス提供の事業活動(以下では「電子商取引」と呼びます)に対して税務登録・税務申告の義務が適用される場合として、以下の場合があります。

- 事業活動を行うベトナム人(ベトナム居住者)は、税務登録を行う必要があり、売上高が一定額を超える場合(現行規定では、年間売上高100百万VND以上)には、付加価値税および個人所得税の申告・納税義務を負います。
- インターネットを通じてベトナムで電子商取引を営む外国の組織・個人、または、インターネットを通じたベトナムでの電子商取引による所得を得る外国の組織・個人は、ベトナムで事業活動を営む外国の組織・個人、または、ベトナムで所得を得る外国の組織・個人に対して適用される納税義務(外国契約者税の納税義務)を負います。

これによれば、上述の対象に該当する場合には、規定の税務登録および税務申告を実施して、行政手続き違反や納税義務違反の処分を受けるリスクを最小限にすることが望まれます。

2. コンサルティング・サービスを提供する個人の税務申告は如何に？

ハノイ市税務局のガイダンスによれば、会社がコンサルティング・サービスを受ける契約を個人(ベトナム人または外国人)と締結した場合、当該個人が事業を営まない個人であり、契約金額が月給または日給を基礎として決定されている場合には、当該個人の所得は給与所得であり、Circular 111/2013/TT-BTCに基づき個人所得税のみの課税を受けます。



Pham Ngoc Long

Tax Director, Hanoi
D +84 24 3850 1684
E long.pham@vn.gt.com



Kaoru Okata

Director - Japanese Desk, Hanoi
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com



Valerie - Teo Liang Tuan

Tax Director, HCMC
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

一方、事業を営む個人の場合には、会社に対するコンサルティング・サービスによる所得は事業所得と見なされて、Circular 92/2015/TT-BTCに基づき個人所得税および付加価値税の課税を受けます。

税務総局の考え方によれば、事業を営む個人に関する規定は、2005年6月14日に国会を通過した商業法の第6条第1項「商人には、合法的に設立された経済組織、事業登録をして、独立して恒常的に商業活動を営む個人を含む」を参照する必要があります。

留意事項: 給与所得と事業所得に対する税率と計算方法は異なります。弊社Grant Thornton Vietnamは、取引の種類に応じた適切な税務申告方法に関して具体的なアドバイスをご提供させて頂いています。ご要望がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

3. 広告活動およびインターネットを通じたコンサルティング活動に対する外国契約者税

広告活動

税務総局が発行したガイダンスによれば、外国で発行される雑誌へ商品の広告を掲載するために外国の会社と契約した場合、この広告サービスは、Circular 103/2014/TT-BTCが規定する外国契約者税の課税対象にはなりません。但し、インターネット上でのマーケティングは課税対象になることに留意が必要です。

インターネットを通じたコンサルティング活動

ハノイ市税務局は、インターネットを通じたコンサルティング活動に対する外国契約者税に関するガイダンスを発行しました。Circular 103/2014/TT-BTCによれば、外国契約者が、電子、電話、ソフトウェアおよびインターネットを通じた連絡手段などにより法的コンサルティング、市場開発コンサルティング、技術コンサルティングなどのサービスを提供する場合、このサービスは、付加価値税および法人所得税から成る外国契約者税の課税対象となります。



Tran Nguyen Mong Van

Tax Director, HCMC
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com



Tran Hong My

Tax Director, HCMC
D +84 28 3910 9238
E hmy.tran@vn.gt.com



Tomohiro Norioka

Director – Japanese Desk, HCMC
D +84 28 3910 9205
E tomohiro.norioka@vn.gt.com

4. 省認可工業団地開発に対する優遇措置

省認可工業団地に対する優遇措置や支援策を定めた政令Decree 68/2017/ND-CPが発行されました。

- 省認可工業団地内での製造事業投資プロジェクトに対する投資優遇: 7年間の土地リース料免除、そして、法令の規定に基づくその他優遇措置の享受。
- 省認可工業団地インフラ事業への投資プロジェクトに対する投資優遇: 11年間の土地リース料免除、投資額の70%以内での国家投資信用貸出し制度の申請が可能、そして、法令の規定に基づくその他優遇措置の享受。
- 工芸村向け省認可工業団地に対する優遇措置・支援策:
 - 工芸村向け省認可工業団地内での製造事業投資プロジェクトは、11年間の土地リース料免除、そして、投資額の70%以内での国家投資信用貸出し制度の申請が可能。省認可工業団地に対する優遇措置・支援策も適用されます。
 - 省認可工業団地インフラへの事業投資プロジェクトは、15年間の土地リース料免除、そして、投資額の70%以内での国家投資信用貸出し制度の申請が可能。省認可工業団地に対する優遇措置・支援策も適用されます。

Decree 68では、更に、投資奨励対象となる事業分野、省認可工業団地インフラ建設投資への投資家の権利拡大、建設許可の免除規定など留意すべき事項が規定されています。

Decree 68は、2017年7月15日から施行され、2009年8月19日付け決定Decision 105/2009/QD-TTは廃止されます。



Tax

2017年7月ニュースレター

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Ha Noi
Vietnam
P +84 24 3850 1686
F +84 24 3850 1688

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City
Vietnam
P + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3914 9101



Grant Thornton

An instinct for growth™